

平成22年10月29日

特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する業務停止命令について

本県は、本日付で、呉服を販売する訪問販売業者「志賀呉服店」（以下「事業者」という。）に対し、特定商取引法に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第8条第1項の規定に基づき3か月間、訪問販売にかかる売買契約の勧誘、申込みの受付及び契約締結の各業務について停止するよう命じました。

なお、認定した違反行為は、勧誘目的の不明示、契約書面の不交付、不実告知です。

志賀呉服店に対する行政処分の内容

1 事業者の概要

- (1) 名称：志賀呉服店（個人事業者）
- (2) 代表者：志賀 輝子
- (3) 所在地：福島県西白河郡中島村大字滑津字背戸原西5番地
- (4) 設立：昭和34年8月31日
- (5) 取引形態：訪問販売
- (6) 商品：呉服（江戸褌^{づま}、袋帯）

2 事業者の取引概要

事業者は、「お宅の息子に是非嫁さんを世話したい。」などと告げ消費者宅を訪問し、「息子に必ず1年以内に縁談をまとめるので、呉服の江戸褌^{づま}と袋帯を買ってもらえないか。」などと勧誘して、呉服の訪問販売を行っていた。

3 違反事実の概要

- (1) 法3条違反（勧誘目的の不明示）
勧誘開始時に「お宅の息子に是非嫁さんを世話したい。」などと告げるだけで、呉服の売買契約について勧誘する目的である旨を明らかにしていなかった。
- (2) 法第5条第1項違反（契約書面の不交付）
売買契約を締結した際に、契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 法第6条1項7号違反（不実告知）

「お宅の息子に1年以内に嫁を世話するので、江戸^{づま}蓑、袋帯を買ってください。」などと不実のことを告げ、呉服の売買契約を締結させていた。

4 業務停止命令の内容

平成22年10月30日から平成23年1月29日までの間、法第2条第1項第1号に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

5 県内消費生活センターへの相談状況

事業者に関する相談受理状況（P I O - N E Tにより作成）

- (1) 16件（2001年～2010年）
- (2) 相談者平均年齢61.5歳

6 相談事例

別紙のとおり

7 本件に関する消費者からの相談窓口

福島県消費生活センター 電話024-521-0999

【参考】

本県が行った特定商取引に関する法律に基づく行政処分は今回が11件目で、過去の処分実績は次のとおりです。

【処分実績】

年度	業務改善指示	業務停止命令	合計
19	1	1	2
20	1	3	4
21	1	3	4
22	0	1	1
計	3	8	11

【業務停止命令の期間】

3か月	6か月	12か月
1	0	0
0	0	3
1	2	0
1	0	0
3	2	3

事例 1

平成21年4月、消費者A宅に志賀呉服店の代表者が事前に何の連絡もなく、「隣り部落の人から聞いてきたのですが、Aさんが嫁さんを探していると聞いてここに来ました。」と告げ訪問した。その際、呉服の売買についての説明は受けなかった。

そして同代表者は、「私は、これまで多くの縁談をまとめてきた実績があります。必ず1年以内に、縁談をまとめます。そのかわり、呉服の江戸褌^{つま}と袋帯を買ってもらえませんか。万一、その縁談がまとまらなかった際は、呉服代金は返還しますし、呉服も引き取ります。」と勧誘した。Aは、長男に早く結婚させてやりたいと思っていたので、契約を了承した。

Aは、翌日呉服代金を支払ったが、クーリング・オフなどの方法が説明された契約書面は交付されなかった。

また、1年以内に縁談をまとめますと約束したが、購入してから1年間同代表者から縁談についての話はなかった。

事例 2

平成20年3月初旬頃、消費者B宅に志賀呉服店の代表者から、「志賀呉服店ですが、お宅で嫁さんを探しているなら紹介します。」と電話があった。その際、呉服の売買についての説明は受けなかった。

同代表者は、翌日B宅を訪問し、「息子に嫁さんを世話したい。そのかわり、呉服の江戸褌^{つま}と袋帯を買ってください。1年以内にその縁談をまとめられなかった際は、呉服代金は返還します。」と勧誘した。Bは、息子に嫁を授けてやりたいと考えていた矢先であったことから、購入を了承した。購入した際に、クーリング・オフなどの方法が説明された契約書面は交付されなかった。

また、1年以内に嫁を世話すると約束したが、購入してから1年間同代表者から縁談についての話はなかった。

事例 3

平成22年7月に、消費者C宅に志賀呉服店の代表者から、「お宅の長男にぜひ嫁さんを世話したい。その話でお伺いしたい。」と電話があった。その際、呉服の売買についての説明は受けなかった。消費者Cは、嫁の世話だけの話だと思い承諾した。

その日の午後、代表者がC宅を訪問すると、「親戚の娘さんを嫁さんとして世話したい。」
「この部落では、結納金の外、江戸褌^{つま}と袋帯を渡すことになっています。嫁さんの話をまとめるので、着物を買ってください。」と説明があり、目的は呉服販売であることが分かった。

しかしCは、早く長男に嫁をとらせたいと思っていたところであり、着物を購入することを了承した。その際、クーリング・オフなどの方法が説明された契約書面は交付されなかった。